

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和2年4月7日

令和2年4月7日に、国より「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、本市において「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、第1回会議を開催しました。
なお、今後の方針については、以下のとおりです。

1. 小・中学校の新年度の対応について

- ◆4月8日から5月6日まで、市内すべての小・中学校を引き続き休校
- ◆4月8日に予定していた入学式は延期

2. 放課後児童クラブの新年度の対応について

- ◆4月8日から5月6日まで、市内すべての放課後児童クラブを原則休室
- ◆医療従事者等については個別相談

3. 保育所・幼稚園等の対応について

- ◆4月8日から自粛を要請し、4月13日から5月6日まで市内すべての保育所を原則休所・休園
- ◆医療従事者等については個別相談

4. 公共施設の対応について

- ◆市役所、両支所、市民サービスコーナー・パスポートセンター以外の公共施設は、4月8日から5月6日まで原則休館
- ◆屋外体育施設についても4月8日から5月6日まで休止
※休館する施設等の詳細は市のホームページに掲載

5. イベント等の対応について

- ◆多数の方が参加するイベントについては原則中止又は延期
- ◆会議等でやむを得ず実施する場合は、政府の専門家会議で提言のあった3つの条件を考慮した上で実施

※イベント等の実施状況一覧については、市のホームページで随時更新

以上